

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本  
国際競技大会選手団派遣選考基準

1) 目的

本基準は、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本（以下「SON」という）が、各種国際競技大会等に派遣する選手団（アスリート、ユニファイドパートナー、コーチ、団長・副団長、それ以外の構成員（以下「スタッフ等」という）の選考基準について定めるものとする。

2) 選手団編成方針

国際競技大会に派遣する選手団は、スペシャルオリンピックス（以下「SO」という）の使命・理念を尊重し、同ムーブメントの推進に寄与するとともに、SON 倫理規程、社会規範及び SO 行動規範※を遵守し、公平かつ誠実に行動できるアスリート、ユニファイドパートナー、コーチ、団長・副団長、スタッフ等をもって編成する。

※SO 行動規範は、SO スポーツルール総則、並びに SON セーフガーディングポリシーに定める行動規範に準拠する。

3) 対象国際大会

次のいずれかに該当する国際規模の大会

- ア SO ユニファイドカップ・ワールドカップ等の単一競技大会
- イ SO リージョナル大会
- ウ SO 招待大会
- エ 国際競技団体主催大会
- オ ア～エに準ずる大会

4) 選考基準

（アスリート）

1. 各地区組織及び SON データベースにアスリートとして登録している者で、出場競技初日に満 15 歳以上（注）であること。
2. SON 指導者資格を取得しているコーチの指導のもと、SO 国際本部の定めるルールに基づき、SON 地区組織が提供するトレーニングプログラムに参加していること。
3. 大会期間中、日常生活と異なる環境の中で選手団のみで行動できる体力、精神力、自立度、社会適応力等を有し、健康面においても派遣に支障がないこと。

なお、競技能力レベルはこれに含まれないものとする。

（注）SON では、過去の派遣経験から、国際大会の開催期間の長さ、移動距離、精神的な影響などを考慮し、シニアクラス\*以上のクラスへの参加があらゆる面で適していると判断している。（\*シニアクラス：SO のディビジョニングにおける 16-21 歳の年齢枠のこと）

4. 原則として、発達障害（学習障害、注意欠如・多動症等）のみを有する者ではないこと。  
ただし、SON は、そのような者からの参加申請があった場合、その参加の可否について、個別に大会本部に確認し、出場が認められる場合がある。
5. 上記選考基準のすべてを満たし、かつ、対象国際競技大会の出場資格を満たしている者。

(ユニファイドパートナー)

アスリートの出場資格に準ずる。ただし、第1項については「アスリート」を「ユニファイドパートナー」と読み替えて適用するものとし、第4項については適用しない。

(コーチ)

1. SON 指導者資格取得者のうち、以下の資格を満たしているものであること。

資格：コーチ2以上を取得しているもの

2. SO の使命や理念を十分に理解し、スポーツプログラムに参加しているほか、適切にアスリートやユニファイドパートナーの引率ができる者。
3. 大会期間を、選手団として行動できる体力、精神力、社会適応力等を有し、健康面においても派遣に支障がないこと。
4. 上記選考基準のすべてを満たし、かつ、対象国際競技大会の出場資格を満たしている者。

(団長・副団長)

1. SO の使命や理念を十分に理解し、SO 活動に積極的に参加しており、かつ、適切にアスリートやユニファイドパートナーの引率ができること。
2. SO をはじめ、スポーツや障害のある人たちへの理解が深く、的確な判断とリーダーシップで選手団を統率できる者。
3. 大会期間を、選手団として行動できる体力、精神力、社会適応力等を有し、健康面においても派遣に支障がないこと。
4. 上記選考基準のすべてを満たし、かつ、対象国際競技大会の出場資格を満たしている者。

(スタッフ等)

1. SO の使命や理念を十分に理解し、知的障害の種類・程度や性別等に配慮するとともに、自らの役割を適切に果たし、選手団が円滑に運営できるようサポートできる者。
2. 大会期間を、選手団として行動できる体力、精神力、社会適応力等を有し、健康面においても派遣に支障がないこと。

## 5) 選考方法

(1) アスリート・ユニファイドパートナー

①SON 地区組織は候補者リストを SON に提出する。

②前項選考基準に基づき、理事会にて候補者を選定する。

ただし、対象国際大会ウ及びエについては、4) に定める選考基準を満たす者の中から代表理事が選定し、理事会には結果を報告する。

③SON は応募のあった地区組織へ結果を通知するとともに公表する。

④選定された候補者の辞退及びやむを得ぬ事情で参加できない場合は、出場大会のエントリー締切り以前であれば再度選考し直すものとする。

(2) 団長・副団長、コーチ

原則、(1) の手順同様に選考を行うが、選定されたアスリート・ユニファイドパートナーを考慮した上で決定する。ただし、団長・副団長、コーチについては、SON が適性を認めた候補者を推薦することができる。

(3) スタッフ等

SON 役職員及び委嘱者、SO 活動に従事する者の中から、適切な候補者を、代表理事が選定する。

## 6) メディカルチェック

1. 必要に応じて SON は、選手団メンバーのメディカルチェックを実施する場合がある。  
その場合、選手団メンバーは SON が指定する方法により、派遣前にメディカルチェックを受けなければならない。
2. 前項のメディカルチェックの結果、大会派遣に耐え得る健康状態にないと判断された場合には、SON は派遣を行わない、又は派遣内容を変更することができる。

## 7) 事前・事後活動等

選手団メンバーは、以下の事項を行わなければならない。

- ① 大会出場前に、SON で定めた研修やトレーニング等を受けること
- ② 大会出場前に、事務局との連絡を密にとること
- ③ 大会出場前に、団長・副団長、コーチ等は選手団メンバーとの連絡調整を行うこと
- ④ 大会参加後、報告書を提出し、報告会にも参加すること
- ⑤ 大会参加後、SON 及び地区組織の活動に寄与すること

## 8) 海外旅行傷害保険の加入

選手団メンバーは、常に、安全及び衛生に関する規則、通達、指示等を厳守し、事故及び疾病等の予防に努めなければならない。なお、選手団メンバーは派遣期間中の疾病、傷害及び賠償責任を補償する海外旅行保険に加入しなければならない。保険の加入方法及び費用負担については、各大会募集要項により別途定めるものとする。

## 9) 派遣の中止

派遣先の安全性の確保が難しい場合や、経済的・人的資源の確保が困難な場合など社会的情勢により派遣できない場合、原則として派遣の中止は、理事会で決議する。ただし、自然災害その他緊急を要する異常事態の発生により理事会を開催する時間的余裕がない場合は、代表理事が単独で派遣の中止を決定することができる。この場合、代表理事は、その後最初に開催される理事会において、その旨及びその理由を報告しなければならない。

## 10) 選手団費用（登録費・交通費・宿泊費・保険費用等）

選手団に係る費用は、原則として参加選手団メンバーの所属する地区組織が負担する。ただし、SON が費用の全部又は一部を負担する場合は、その対象及び負担割合等について各大会募集要項により別途定めるものとする。

## 附則

1. この基準の改廃は、理事会での承認をもって行う。
2. この基準は令和8年（2026年）8月6日から施行する。